

第一章 特許に関する法令

○特許法 [昭和三十四年四月十三日号外法律第二百一十一号]

沿革

昭和三十七年 五月一六日法律第一四〇号
〔行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律七八条による改正〕

昭和四十二年 九月一五号法律第一六一号
〔行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律一八一一条による改正〕

昭和四十九年 七月 四日法律第一四八号
〔特許法等の一部を改正する法律一一条による改正〕

昭和四〇年 五月二二日法律第八一一条
〔特許法等の一部を改正する法律一一条による改正〕

昭和四一年 六月三〇日号外法律第九八号
〔審議会等の整理に関する法律四七条による改正〕

昭和四一年 七月 一日号外法律第一一一号
〔執行官法附則二四条による改正〕

昭和四五年 五月二二日法律第九一一条
〔特許法等の一部を改正する法律一一条による改正〕

〔法務・通商産業大臣署名〕

昭和四六年 四月 六日法律第四二二号
〔民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法一九条による改正〕

昭和四六年 六月 一日号外法律第九六号
〔許可、認可等の整理に関する法律一五条による改正〕

昭和四八年 四月 二二日法律第一〇号
〔国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律附則五項による改正〕

昭和五〇年 六月 二二日法律第四六号
〔特許法等の一部を改正する法律一一条による改正〕

昭和五三年 四月 二四日法律第二七号
〔各種手数料等の改定に関する法律一一条による改正〕

昭和五三年 四月 二六日法律第三〇号
〔特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律附則三条による改正〕

昭和五六年 五月 一九日法律第四五号
〔各種手数料等の改定に関する法律一一条による改正〕

昭和五七年 八月二四日法律第八三号
〔民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律附則四条による改正〕

第一章 特許に関する法令

特許法

〔特許二一〇〕

昭和五八年 二月 二日号外法律第七八号
〔国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律一九条による改正〕

昭和五九年 五月 一日法律第二三三号
〔各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律二四条による改正〕

昭和五九年 五月 一日法律第二四〇号
〔特許特別会計法附則三条による改正〕

昭和六〇年 五月 二八日法律第四一〇号
〔特許法等の一部を改正する法律一一条による改正〕

昭和六二年 五月 二五号法律第二七号
〔特許法等の一部を改正する法律一・二条・附則七・一〇条による改正〕

昭和六三年 二月 三日法律第九一〇号
〔行政機関の休日に関する法律附則七条による改正〕

平成 二年 六月 一三日号外法律第三〇号
〔工業所有権に関する手続の特例に関する法律附則四条による改正〕

平成 五年 四月 二三日号外法律第二六号
〔特許法等の一部を改正する法律一・七条・附則七・九条による改正〕

平成 五年 一月 二二日号外法律第八九号
〔行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律二一九条による改正〕

平成 六年 二月 一四日号外法律第一一六号
〔特許法等の一部を改正する法律一・二条・附則一五・一六条による改正〕

平成 七年 五月 二二日号外法律第九一〇号
〔刑法の一部を改正する法律附則八条による改正〕

平成 八年 六月 二二日号外法律第六八号
〔商標法の一部を改正する法律二一条による改正〕

平成 八年 六月 二六日号外法律第一一〇号
〔民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律三〇条による改正〕

平成 一〇年 五月 六日号外法律第五一〇号
〔特許法等の一部を改正する法律一一条・附則九・一一条による改正〕

平成 一一年 五月 一四日号外法律第四一〇号
〔特許法等の一部を改正する法律一一条・附則七・九・一五条による改正〕

平成 一一年 五月 一四日号外法律第四三〇号
〔行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律一五条による改正〕

平成 一一年 二月 八日号外法律第一五〇号
〔民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律八五条による改正〕

平成 一一年 二月 二二日号外法律第一六〇号
〔中央省庁等改革関係法施行法九一一条による改正〕

平成 一一年 二月 二二日号外法律第二二〇号
〔独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律二六条による改正〕

平成 一三年 七月 四日号外法律第九六号
〔民事訴訟法の一部を改正する法律附則二項による改正〕

平成 一四年 四月 二七日法律第二四〇号
〔特許法等の一部を改正する法律一・二条による改正〕

平成 一四年 七月 三二日号外法律第一〇〇号
〔民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律四五条による改正〕

平成 一五年 五月 二三日号外法律第四七号
〔特許法等の一部を改正する法律一一条・附則一〇条・一四条による改正〕

第一章 特許に関する法令

特許法

平成一五年 五月三〇日号外法律第六一

号(行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律二六条による改正)

平成一五年 七月一六日号外法律第一〇八号(民事訴訟法等の一部を改正する法律二条による改正)

平成一六年 六月二日号外法律第七六号(破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律七〇条による改正)

平成一六年 六月四日号外法律第七九号(特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律一条による改正)

平成一六年 六月九日号外法律第八四号(行政事件訴訟法の一部を改正する法律附則八条による改正)

平成一六年 六月一八日号外法律第一二〇号(裁判所法等の一部を改正する法律四条による改正)

平成一六年 二月一日号外法律第一四七号(民法の一部を改正する法律附則六五条による改正)

平成一七年 六月二九日号外法律第七五号(不正競争防止法等の一部を改正する法律二条による改正)

平成一七年 一〇月二二日号外法律第一〇二号(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律六九条による改正)

特許法をここに公布する。

特許法

目次

第一章 総則(第一条―第二十八条)	五ノ三
第二章 特許及び特許出願(第二十九条―第四十六条の二)	五ノ二二
第三章 審査(第四十七条―第六十三条)	五ノ五二
第三章の二 出願公開(第六十四条―第六十五条)	五ノ五五
第四章 特許権	五ノ五七
第一節 特許権(第六十六条―第九十九条)	五ノ五七
第二節 権利侵害(第一百条―第一百六条)	五ノ八五
第三節 特許料(第一百七条―第一百二十二条の三)	五ノ九一
第五章 削除	
第六章 審判(第二百一条―第一百七十条)	五ノ一〇二
第七章 再審(第一百七十一条―第一百七十七条)	五ノ一二七
第八章 訴訟(第一百七十八条―第一百八十四条の二)	五ノ一三〇
第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例 (第一百八十四条の三―第一百八十四条の二十)	五ノ一四二
第十章 雑則(第一百八十五条―第一百九十五条の四)	五ノ一六一
第十一章 罰則(第一百九十六条―第二百四条)	五ノ一六七

附則……………五ノ一八三

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 1 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

2 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

3 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

4 この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合

第一章 特許に関する法令 特許法

〔特許二〇五〕

わされたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

三項…一部改正（平成六年二月法律一一六号）、三項…一部改正・四項…追加（平成一四年四月法律二四号）

(期間の計算)

第三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、次の規定による。

一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、曆に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

2 特許出願、請求その他特許に関する手続（以下単に「手続」という。）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

二項…一部改正（昭和四八年四月法律一〇号・六三年二月九一号）

(期間の延長等)

●●**第四条** 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第四十六条の二第一項第三号、第八八条第一項、第二百一十一条第一項又は第七十三条第一項に規定する期間を延長することができる。

一 項…一部改正（昭和四五年五月法律九一号）、一・二項…一部改正（昭和六〇年五月法律四一号）、一 項…一部改正（昭和六二年五月法律二七号）、一・二項…一部改正（平成五年四月法律二六号）、一 項…一部改正・二項…削除（平成六年二月法律二一六号）、本条…一部改正（平成六年六月法律七九号）

●●**第五条** 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

二 項…一部改正（平成六年二月法律二一六号）

（法人でない社団等の手続をする能力）

●●**第六条** 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

- 一 出願審査の請求をすること。
- 二 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。
- 三 第七十一条第一項の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

一 項…一部改正（昭和三七年九月法律一六一号・四五年五月九一号・五〇年六月四六号）、一・二項…一部改正（昭和五三年四月法律三〇号・六二年五月二七号・平成五年四月二六号・六年二月二一六号・一五年五月四七号）

（未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）

●●**第七条** 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

2 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければならない。

3 法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

4 被保佐人又は法定代理人が、相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

四 項…一部改正（平成六年二月法律二一六号）、見出…一・二・四項…一部改正（平成一一年二月法律一五一号）、四 項…一部改正（平成一五年五月法律四七号）

（在外者の特許管理人）

●●**第八条** 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除

○〔旧〕特許法〔昭和三十四年四月十三日号外〕
法律第百二十一号

〔法務・通商産業大臣署名〕

註 (新法平成七年法)施行後も、旧法出願については、旧法(平成五年法)が原則として適用されることになるので、ここに旧法条文を集録した

沿革

- 昭和三十七年 五月一六日法律第一四〇号 (政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等)に関する法律七八条による改正)
- 昭和三十七年 九月一五日法律第一六一号 (行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等)に関する法律一八一条による改正)
- 昭和三十九年 七月 四日法律第一四八号 (特許法等の一部を改正する法律一条による改正)
- 昭和四〇年 五月二四日法律第八一号 (特許法等の一部を改正する法律一条による改正)
- 昭和四一年 六月三〇日号外法律第九八号(審議会等の整理)に関する法律四七条による改正)
- 昭和四一年 七月 一日号外法律第一一号(執行官法附則二四条による改正)
- 昭和四五年 五月二二日法律第九一号 (特許法等の一部を改正する法律一条による改正)
- 昭和四六年 四月 六日法律第四二二号 (民事訴訟費用等)に関する法律及び刑事訴訟費用等)に関する法律施行法一九条による改正)
- 昭和四六年 六月 一日号外法律第九六号(許可、認可等の整理)に関する法律一五条による改正)
- 昭和四八年 四月二二日法律第一〇号 (国民の祝日)に関する法律の一部を改正する法律附則五項による改正)
- 昭和五〇年 六月二五日法律第四六号 (特許法等の一部を改正する法律一条による改正)
- 昭和五三年 四月二四日法律第二七号 (各種手数料等の改定)に関する法律一九条による改正)
- 昭和五三年 四月二六日法律第三〇号 (特許協力条約)に基づく国際出願等)に関する法律附則三条による改正)
- 昭和五六年 五月一九日法律第四五号 (各種手数料等の改定)に関する法律一九条による改正)
- 昭和五七年 八月二四日法律第八三号 (民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律附則四条による改正)
- 昭和五八年 二月 二日号外法律第七八号(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等)に関する法律一九条による改正)
- 昭和五九年 五月 一日法律第二三三号 (各種手数料等の額の改定及び規定の合理化)に関する法律二四条による改正)

第一章 特許に関する法令

(旧)特許法

- 昭和五九年 五月 一日法律第二四号 (特許特別会計法附則三条による改正)
- 昭和六〇年 五月二八日法律第四一号 (特許法等の一部を改正する法律一条による改正)
- 昭和六二年 五月二五日法律第二七号 (特許法等の一部を改正する法律一・二条・附則七・〇条による改正)
- 昭和六三年 二月二三日法律第九一号 (行政機関の休日)に関する法律附則七条による改正)
- 平成 二年 六月一三日号外法律第三〇号(工業所有権)に関する手続等の特例)に関する法律附則四条による改正)
- 平成 五年 四月二三日号外法律第二六号 (特許法等の一部を改正する法律一・七条・附則九条による改正)
- 平成 五年 一月二二日号外法律第八九号(行政手続法の施行に伴う関係法律の整備)に関する法律二一九条による改正)

目次

第一章 総則(第一条―第二十八条)……………	七ノ二
第二章 特許及び特許出願(第二十九条―第四十六条)……………	七ノ二
第三章 審査(第四十七条―第六十五条)……………	七ノ四二
第三章の二 出願公開(第六十五条の二・第六十五条の三)……………	七ノ四七
第四章 特許権……………	七ノ四八
第一節 特許権(第六十六条―第九十九条)……………	七ノ四八
第二節 権利侵害(第一百条―第一百六条)……………	七ノ六八
第三節 特許料(第一百七条―第一百十二条)……………	七ノ六九
第五章 削除(一一三条―一二〇条)……………	七ノ八三
第六章 審判(第二百一条―第七十条)……………	七ノ八三
第七章 再審(第一百七十一条―第一百七十七条)……………	七ノ二〇六
第八章 訴訟(第一百七十八条―第一百八十四条の二)……………	七ノ二〇八
第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例(第一百八十四条の三―第一百八十四条の十六)……………	七ノ二一〇
第十章 雑則(第一百八十五条―第一百九十五条の四)……………	七ノ二四一
第十一章 罰則(第一百九十六条―第二百四条)……………	七ノ二四五
附則……………	七ノ二四七

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物の発明にあつては、その物を生産し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

二 方法の発明にあつては、その方法を使用する行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるものほか、その方法により生産した物を使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

(期間の計算)

第三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、次の規定による。

一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

○〔旧〕特許法

〔昭和三十四年四月十三日号外〕
〔法務・通商産業大臣署名〕

註 (新法平成五年法施行後も、旧法出願については、旧法(昭和四十五年法)が原則として適用されることになるので、ここに旧法条文を集録した)

沿革

- 昭和三十七年 五月一六日法律第一四〇号 (行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律七八条による改正)
- 昭和三十七年 九月一五日法律第一六一号 (行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律一八一条による改正)
- 昭和三十九年 七月 四日法律第一四八号 (特許法等の一部を改正する法律一条による改正)
- 昭和四〇年 五月二四日法律第八一号 (特許法等の一部を改正する法律一条による改正)
- 昭和四一年 六月三〇日号外法律第九八号 (審議会等の整理に関する法律四七条による改正)
- 昭和四二年 七月 一日号外法律第一一一号 (執行官法附則二四条による改正)
- 昭和四五年 五月二日法律第九一号 (特許法等の一部を改正する法律一条による改正)
- 昭和四六年 四月 六日法律第四二号 (民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法一九条による改正)
- 昭和四六年 六月 一日号外法律第九六号 (許可、認可等の整理に関する法律一五条による改正)
- 昭和四八年 四月 二日法律第一〇号 (国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律附則五項による改正)
- 昭和五〇年 六月 二五日法律第四六号 (特許法等の一部を改正する法律一条による改正)
- 昭和五二年 四月 二四日法律第二七号 (各種手数料等の改定に関する法律一九条による改正)
- 昭和五三年 四月 二六日法律第三〇号 (特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律附則三条による改正)
- 昭和五六年 五月 一九日法律第四五号 (各種手数料等の改定に関する法律一九条による改正)
- 昭和五七年 八月 二四日法律第八三号 (民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律附則四条による改正)

第一章 特許に関する法令

(旧)特許法

- 昭和五八年一月二二日号外法律第七八号 (国家行政組織法の全部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律一九九条による改正)
- 昭和五九年 五月 一日法律第二三三号 (各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律二四条による改正)
- 昭和五九年 五月 一日法律第二四〇号 (特許特別会計法附則三条による改正)
- 昭和六〇年 五月 二八日法律第四一〇号 (特許法等の一部を改正する法律一条による改正)
- 昭和六二年 五月 二五日法律第二七号 (特許法等の一部を改正する法律一・二条・附則七・一〇条による改正)

昭和六三年一月二三日法律第九一〇号 (行政機関の休日に関する法律附則七条による改正)
平成 二年 六月 一三日号外法律第三〇号 (工業所有権に関する手続等の特例に関する法律附則四条による改正)

特許法をここに公布する。

特許法

目次

第一章 総則(第一条—第二十八条).....	九ノ二
第二章 特許及び特許出願(第二十九条—第四十六条).....	九ノ一八
第三章 審査(第四十七条—第六十五条).....	九ノ三〇
第三章の二 出願公開(第六十五条の二・第六十五条の三).....	九ノ四三
第四章 特許権.....	九ノ四四
第一節 特許権(第六十六条—第九十九条).....	九ノ四四

第二節 権利侵害(第百条―第百六条)……………	九〇六五
第三節 特許料(第百七条―第百十二条)……………	九〇六七
第五章 削除(一一三条―一二〇条)……………	九〇七〇
第六章 審判(第百二十一条―第百七十条)……………	九〇七〇
第七章 再審(第百七十一条―第百七十七条)……………	九〇九二
第八章 訴訟(第百七十八条―第百八十四条の二)……………	九〇九四
第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例 (第百八十四条の三―第百八十四条の十六)……………	九〇九六
第十章 雑則(第百八十五条―第百九十五条の三)……………	九〇二〇
第十一章 罰則(第百九十六条―第二百四条)……………	九〇二八
附則……………	九〇二〇
第一章 総則	
(目的)	
第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。	
(定義)	
第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。	
2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。	
3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。	

- 一 物の発明にあつては、その物を生産し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為
- 二 方法の発明にあつては、その方法を使用する行為
- 三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるものほか、その方法により生産した物を使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

(期間の計算)

第三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、次の規定による。

- 一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。
- 二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、曆に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。
- 2 特許出願、請求その他特許に関する手続(以下単に「手続」という。)についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条〔行政機関の休日〕第一項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。